

# 京都市廃棄物減量等推進審議会 第1回指定袋制導入検討部会

平成16年7月30日  
キャンパスプラザ京都 第1会議室

## ( 次 第 )

### 1 開 会 13 : 30

- ( 1 ) 委員の紹介
- ( 2 ) 部会長あいさつ
- ( 3 ) 京都市あいさつ

### 2 議 事

- ( 1 ) 諮問内容について
- ( 2 ) 京都市のごみ処理の現状と課題  
ごみ量，ごみ質等の状況  
指定袋制導入の意義と課題
- ( 3 ) 当面の議論の進め方と今後のスケジュール
- ( 4 ) その他

### 3 閉 会 15 : 00

#### 【資 料】

- |   |               |
|---|---------------|
| 1 | 諮問文（写し）       |
| 2 | 「京のごみ戦略21」（抄） |
| 3 | ごみ量，ごみ質等の状況   |
| 4 | 指定袋制導入の意義と課題等 |
| 5 | 指定袋制に関連した国の動向 |

京都市廃棄物減量等推進審議会  
指定袋制導入検討部会委員名簿

| 氏 名                               | 役 職 名              |
|-----------------------------------|--------------------|
| 飯島 正裕<br><small>いいじま まさひろ</small> | 日本チェーンストア協会関西支部 参与 |
| 岡松 誠一<br><small>おかまつ せいいち</small> | 市民公募委員             |
| 熊渕 かおり<br><small>くまぶち</small>     | 市民公募委員             |
| 郡 孝<br><small>ぐんじま たかし</small>    | 同志社大学経済学部 教授       |
| 佐伯 久子<br><small>さえき ひさこ</small>   | 京都市地域女性連合会 常任委員    |
| 高月 紘<br><small>たかつき ひろし</small>   | 京都大学環境保全センター長      |
| 中島 かずこ<br><small>なかじま</small>     | 京都市生活学校連絡会 会長      |
| 堀 孝弘<br><small>ほり たかひろ</small>    | 環境市民 事務局長          |
| 松本 あきみつ<br><small>まつもと</small>    | 京都商店連盟 常任理事        |
| 山内 ひろし<br><small>やまうち</small>     | 京都市保健協議会連合会 副会長    |
| 山根 たくや<br><small>やま ね</small>     | 京都環境事業協同組合 副理事長    |

(敬称略, 五十音順)

: 部会長

## 1 諮問内容について

第32回京都市廃棄物減量等推進審議会（平成16年5月25日開催）にて、京都市から審議会に対し、「今後のごみ減量施策のあり方について」として、

（1）クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方

（2）指定袋制導入の具体的あり方

の2点について諮問が行われた。なお、これらはいずれも、「京のごみ戦略21」に今後の施策として掲げられているものである。

本部会で検討を行う（2）については、できるだけ早期の導入が必要と考えており、ごみ減量と分別・リサイクルの推進に効果的な導入方法について審議を依頼されており、今後それに従って議論を進めることとしたい。

## 2 京都市のごみ処理の現状と課題

### (1) ごみ量，ごみ質等の状況

#### ごみ量

ごみ量の推移（収集量ベース）を平成5年度と15年度（推定値）の過去10年間で対比してみると、以下のとおりとなっている。

家庭系ごみは減少傾向が見られるのに対し、事業系ごみ、特に業者収集ごみについては増加傾向にある。また持込ごみについては、平成13年の手数料改定や平成14年の建設リサイクル法施行にともなう廃木材等のリサイクル誘導・本市処理施設への原則受入停止により大幅に減少しているが、平成15年にはその効果も薄れつつある。

#### <家庭系ごみ>

- ・家庭からの定期収集ごみは、約12%減少（約33.1万t→約29万t）
- ・大型ごみについては、約72%減少（約2.3万t→約0.7万t）

平成5年

平成15年

#### <事業系ごみ>

- ・業者収集ごみについては、約14%増加（約23.1万t→約26.4万t）
- ・持込ごみについては、約13%減少（約15万t→ピーク平成12年約20.8万t→13.1万t）

#### <資源ごみ>

- ・資源ごみ（市収集分）については、約200%増加（約0.6万t→約1.8万t）

#### ごみ質

ごみの種類別に現在のごみ質を見てみると、家庭ごみ、業者収集ごみについては、紙、プラスチック、厨芥（生ごみ）の3組成で約9割を占めている。持込ごみについては、木竹類、紙類が半分程度を占めているが、木竹類については、建設リサイクル法施行にともなう廃材等のリサイクル誘導により全体に占める割合が減少している。

### (2) 指定袋制導入の意義と課題

#### 意義

- ・分別マナーの徹底（資源ごみへの異物混入防止）
- ・市民・事業者の環境意識の高揚
- ・透明袋導入による収集作業の安全性の確保
- ・ごみ減量へのインセンティブ
- ・ごみ集積場所の美観の向上

#### 課 題

- ・一層のごみ減量と負担の公平化を展望した導入のあり方の検討
- ・事業系指定袋の同時導入の必要性
- ・3 R 促進の仕組みや受皿整備

### 3 当面の議論の進め方と今後のスケジュール

#### (1) 当面の議論の進め方

さしあたっては、下表の内容で議論を進めていくこととしたい。

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| ( 予 定 )  | 第 2 回部会<br>・ 指定袋導入によるごみ減量効果<br>・ 他都市の実例紹介                   |
| 9 月下旬    | 第 3 回部会<br>・ 指定袋導入に向けた基本的な方向性                               |
| 10 月中旬   | 第 4 回部会<br>・ 指定袋導入の基本的あり方（中間まとめ案）<br>・ 第 5 回部会以降の審議の方向性について |
| 10 月下旬   | 審議会へ中間報告                                                    |
| 11 月 6 日 | 第 2 回ごみ祭り（仮称）<br>・ 中間まとめに対する市民意見交換会の実施                      |
| 11 月上旬   | 中間まとめに対するパブリックコメント（市民アンケート形式併用）の実施                          |

( 2 ) 今後のスケジュール

|            | 5                                          | 6                   | 7 | 8 | 9 | 10                                         | 11                                  | 12 | 17.1                                             | 2 | 3         | 4        | 5 | 6 | 7                                          |
|------------|--------------------------------------------|---------------------|---|---|---|--------------------------------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------------------------|---|-----------|----------|---|---|--------------------------------------------|
| 審議会        | 25日<br>第33回審議会<br>・手数料改定及び指定袋<br>制導入について諮問 |                     |   |   |   | 10月下旬<br>第34回審議会<br>・部会からの報告<br>・中間まとめ案の確定 |                                     |    | 11月中旬<br>中間まとめ広報発表<br>・手数料の短期的方向性<br>・指定袋制導入のあり方 |   | 本会を2回程度開催 |          |   |   |                                            |
|            |                                            |                     |   |   |   |                                            |                                     |    |                                                  |   |           | 審議会委員の改選 |   |   | 7月頃<br>最終答申<br>・将来的な手数料のあり方<br>・指定袋制導入のあり方 |
| 指定袋制導入検討部会 |                                            | 6月～10月<br>部会を4回程度開催 |   |   |   |                                            |                                     |    | 16年11月～17年6月<br>部会を6回程度開催                        |   |           |          |   |   |                                            |
|            |                                            | 市民公募委員の<br>募集       |   |   |   |                                            | 10月中旬<br>報告とりまとめ                    |    |                                                  |   |           |          |   |   | 6月下旬<br>報告とりまとめ                            |
|            |                                            |                     |   |   |   |                                            | 市民意見交換会                             |    |                                                  |   |           |          |   |   |                                            |
|            |                                            |                     |   |   |   |                                            | パブリックコメント（市民アンケート<br>形式併用）の実施（1ヵ月間） |    |                                                  |   |           |          |   |   |                                            |

## 【資料】

|   |                |             |
|---|----------------|-------------|
| 1 | 諮問文（写し）        | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 「京のごみ戦略2-1」（抄） | ・ ・ ・ ・ ・ 2 |
| 3 | ごみ量，ごみ質等の状況    | ・ ・ ・ ・ ・ 4 |
| 4 | 指定袋制導入の意義と課題   | ・ ・ ・ ・ ・ 7 |
| 5 | 指定袋制に関連した国の動向  | ・ ・ ・ ・ 10  |

【資料1】

平成16年7月30日  
京都市廃棄物減量等推進審議会  
第1回指定袋制導入検討部会

環 環 循 第 1 3 号  
平成16年5月25日

京都市廃棄物減量等推進審議会  
会 長 高 月 紘 様

京都市長 梶 本 頼 兼

今後のごみ減量施策のあり方について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

今後のごみ減量施策のあり方

- （1）クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方（事業系ごみ）
- （2）指定袋制導入の具体的あり方（家庭系ごみ）

（諮問理由）

本市では、貴審議会からの答申を踏まえ、昨年12月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21」を策定し、今後、同計画に掲げた数値目標の達成や施策の具体化に積極的に取り組むこととしております。

このような中、当面重要な事項として、次の2点について施策の具体化を図る必要があると考えております。

第一は、クリーンセンター等の施設に搬入されるごみの搬入手数料のあり方についてであります。これまでの手数料改定や累進制の導入などによる減量効果を踏まえ、より一層のごみ減量・リサイクル行動への動機付けとなるような手数料体系のあり方についてご審議いただきたいと考えております。

第二は、指定袋制導入の具体的あり方についてであります。指定袋については、その早期導入が必要と考えており、ごみ減量と分別・リサイクルの推進に効果的な導入方法についてご審議いただきたいと考えております。

以上2点について、ご審議をよろしくお願いいたします。

【「京のごみ戦略 2 1」本編 6 0 ページ～ 6 1 ページ】

(2) 家庭系ごみの分別品目の拡大

《現状と課題》

多様な資源ごみの適正な分別排出を促進するために、分別マナーの徹底を図ることも重要です。



● 施策の方向性 ●

- ✓ 分別マナーの徹底を図り、資源ごみの家庭ごみへの混入を防ぐとともに、市民のごみに対する意識を高めるため、透明指定袋の導入についても検討を進めていきます。

このため、以下のような取組を進めていきます。

透明指定袋制の導入による適正排出・分別排出の促進

【「京のごみ戦略 2 1」本編 5 2 ページ～ 5 3 ページ】

(2) 家庭系ごみの減量化

家庭系ごみ減量を促す行政の取組

《現状と課題》

現在、本市の家庭ごみの収集・処理費用は税金でまかなわれています。しかし、今後、ごみ減量に取り組む仕組みの整備や、分別マナーの徹底などを行ったうえで、なお減量効果が見られない場合には、家庭ごみの減量化及び負担の公平化を図るための施策として、家庭ごみ収集・処理費用の負担のあり方についても検討を進めていく必要があります。



● 施策の方向性 ●

- ✓ 一層のごみの減量と負担の公平化を図るため、家庭ごみ収集・処理コスト負担のあり方についても検討を進めていきます。ただし、その前段として、透明指定袋制の導入による分別マナーの徹底や市民がごみ減量に取り組むための仕組みの整備等を進めていきます。

このため、以下のような取組を進めていきます。

家庭ごみの収集・処理コスト負担のあり方の検討

(3) 事業系ごみの減量化

事業者のごみ減量を促す行政の取組

事業系ごみに関する制度の見直し

透明指定袋制導入による適正排出の推進

## ごみ量，ごみ質等の状況

【資料3】  
平成16年7月30日  
京都市廃棄物減量等推進審議会  
第1回指定袋制導入検討部会

### ごみ量の推移

図1-1 家庭系ごみ収集量（定期収集ごみ，大型ごみ，その他ごみ）の推移

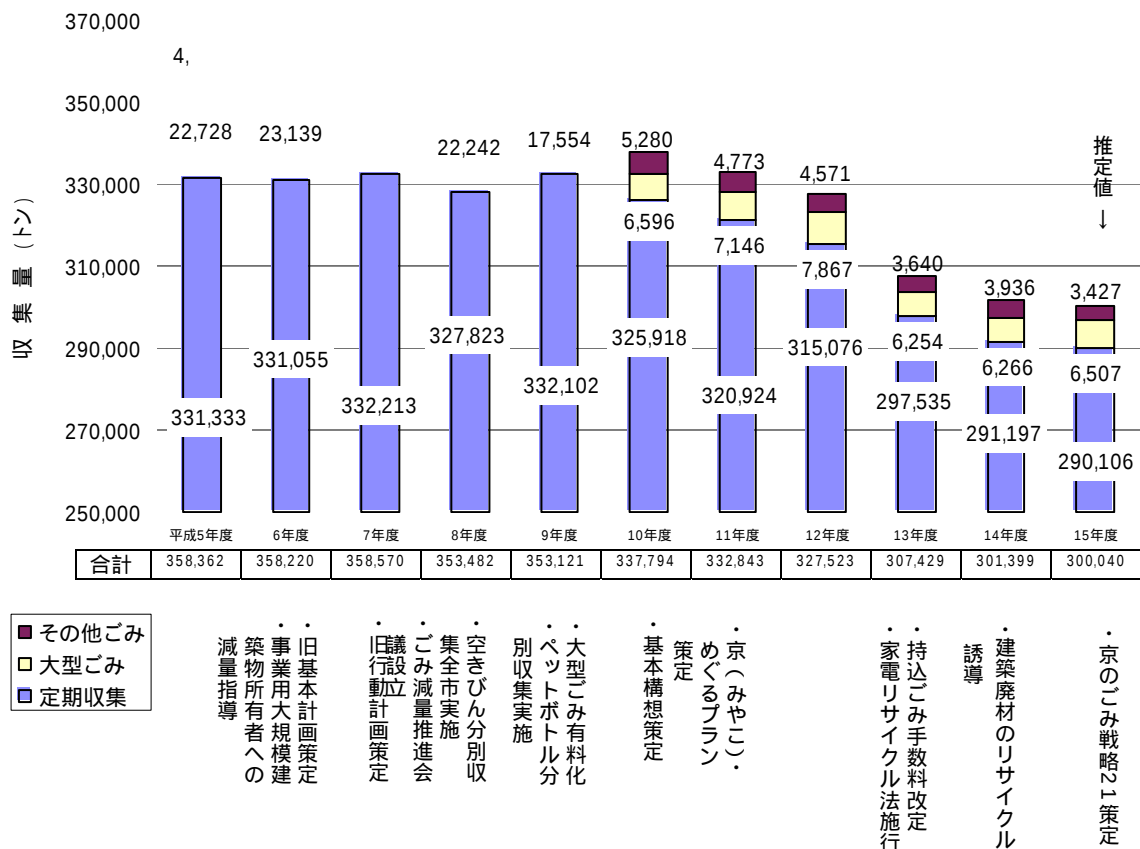


図1-2 業者収集ごみ量の推移

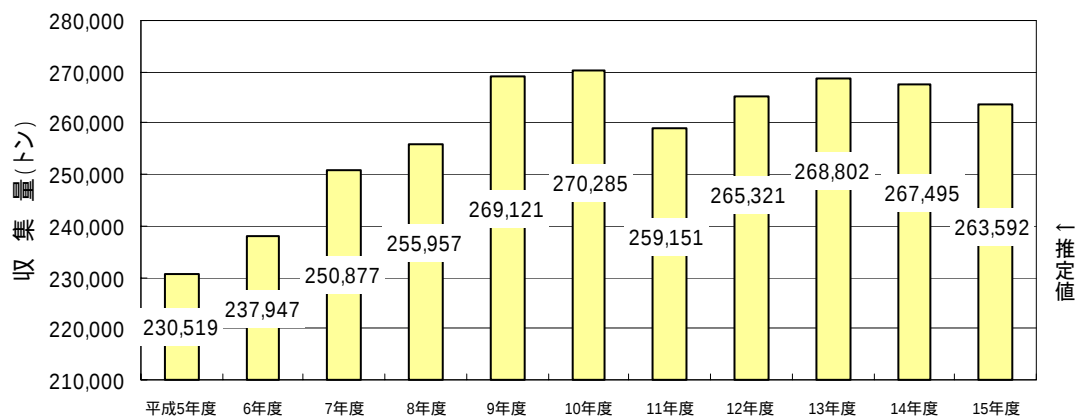


図 1- -3 持込ごみ量の推移

2

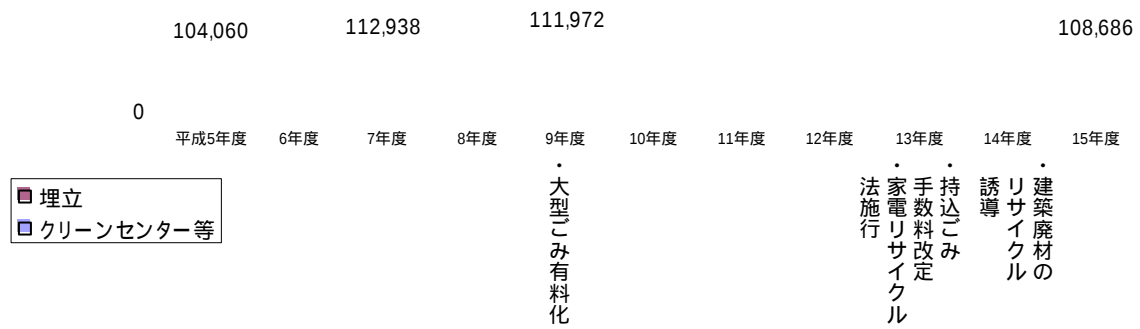
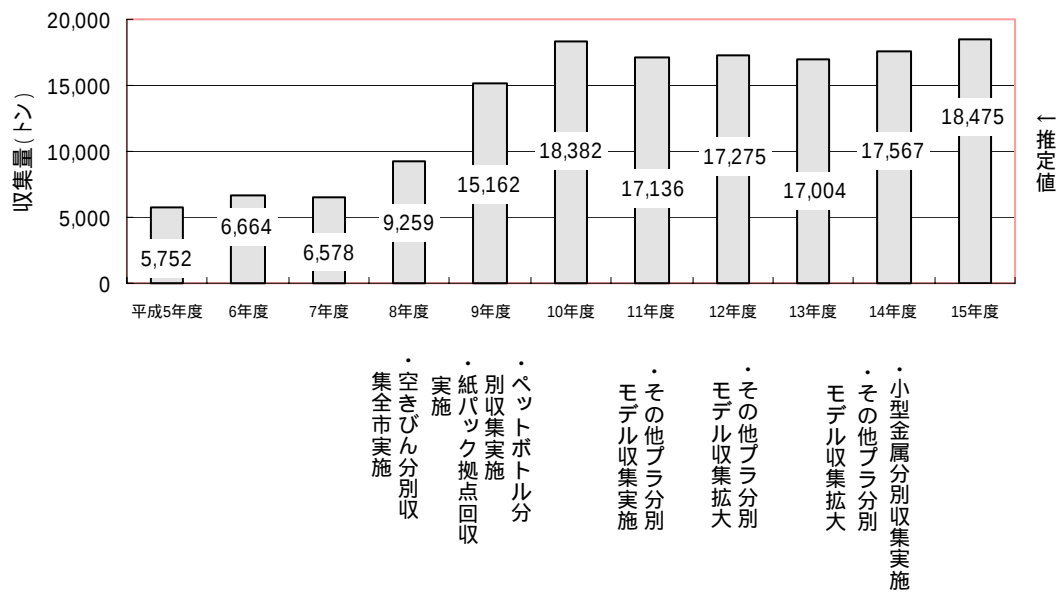


図 1- -4 資源ごみ収集量の推移



## ごみ質の状況

図 1- -1 定期収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

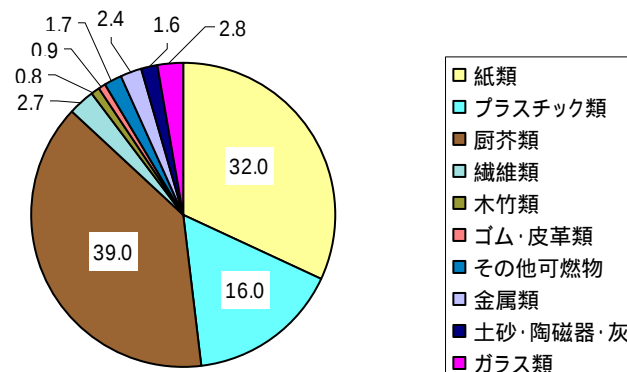


図 1- -2 業者収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

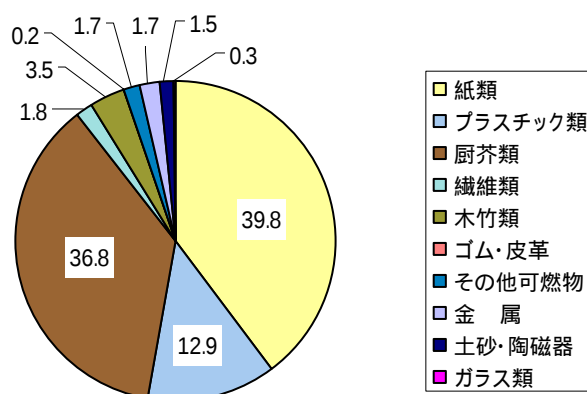


図 1- -3 持込ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）  
（建築廃材のリサイクル誘導後のごみ質）



<クリーンセンター>

<埋 立>

## 指定袋制導入の意義と課題

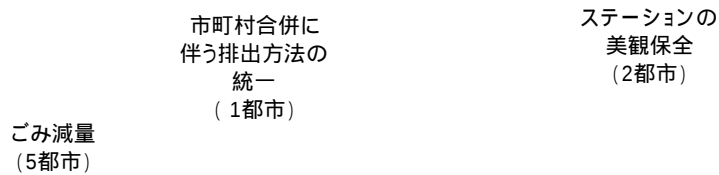
### 指定袋の定義と導入の目的について

#### ○ 定 義

- ・指定袋制とは、ごみの排出に、従来使用していた市販の青色ごみ袋やスーパーのレジ袋などに代わり、市が指定するごみ袋の使用を義務付ける制度
- ・一般的には袋の価格に製造・販売原価だけが含まれる場合を指定袋制という
- ・袋の価格にごみ処理手数料などが上乗せされる場合を有料指定袋制（有料化）という

#### ○ 目 的

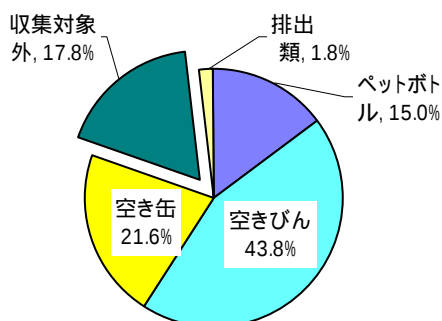
図 3- -1 指定袋制導入都市の制度導入目的  
(人口 30 万人以上の家庭系指定袋導入都市 14 都市が対象。複数回答。)



平成 16 年 4 月調査結果

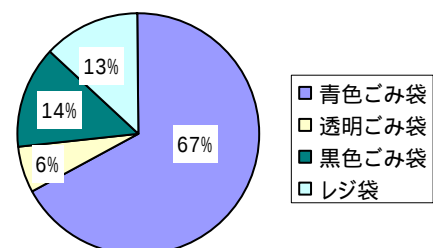
### 資源ごみ等の排出状況について

図 3- -1 資源ごみの組成（湿重量比%）



平成 14 年度家庭ごみ細組成調査より

図 3- -2 家庭ごみの排出に使用されている袋の種類



## 他都市の指定袋制導入実態

### ○ 政令指定都市における指定袋の導入状況

図 3- -1 政令指定都市の指定袋導入状況

|     | 札幌 | 仙台 | 千葉 | さいたま | 川崎 | 横浜 | 名古屋 | 神戸 | 大阪 | 広島 | 北九州 | 福岡 |
|-----|----|----|----|------|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 家庭系 | ×  | ○  | ○  | ×    | ×  | ×  | ○   | ×  | ×  | ×  |     | ○  |
| 事業系 | 1  | 2  | ○  | ×    | ×  | ×  | ○   | ×  | ×  | ×  | 3   | ×  |

○：指定袋制，○：有料化，×：指定袋制未導入

1:少量排出分のみ指定，2:許可業者が独自に指定，3:直営分のみ指定

平成 16 年 4 月 1 日現在

### ○ 指定袋の種類

- ・指定袋の種類には，家庭系（可燃ごみ用，不燃ごみ用，資源ごみ用），事業系（可燃ごみ用，不燃ごみ用）などの種類がある。
- ・一般的に，可燃ごみ用にはプライバシーの観点から半透明袋を，資源ごみ用，不燃ごみ用には異物混入防止の観点から透明袋を導入していることが多い。
- ・袋のサイズについては，家庭系ごみ用（可燃ごみ用，不燃ごみ用，資源ごみ用）が概ね 10 リットルから 45 リットル，事業系ごみ用が概ね 45 リットルから 90 リットルとなっている。
- ・都市によって，可燃ごみ用のみ指定袋を導入していたり，可燃用・不燃用・資源用を全て同じ指定袋としているなど様々な導入方式が見られる。

（参考）名古屋市指定袋の規格等について

| 種 別  | 可燃ごみ用                               | 不燃ごみ用                              | 資源ごみ用                   | 事業系ごみ用                                  |
|------|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 色，容量 | 無色半透明<br>10 リットル，20 リットル<br>45 リットル | 無色透明<br>10 リットル，20 リットル<br>45 リットル | 無色透明<br>20 リットル，45 リットル | 半透明（レモンイエロー）<br>45 リットル，75 リットル，90 リットル |
| 販売業者 | 市内の商店，スーパー，コンビニなど                   |                                    |                         | 許可業者，包装資材店，<br>清掃用具店 など                 |

平成 16 年 4 月 1 日現在

### ○ 指定袋の販売価格

- ・有料化ではない指定袋制の場合，販売価格は小売店で自由に設定されている方式が多い。そのため，販売価格は小売店によって様々である。
- ・人口 30 万人以上の指定袋導入都市では，可燃ごみの半透明袋が概ね 1 枚 8 円～12 円（45 リットル）で販売されている。（平成 16 年 4 月京都市調査結果，5 都市のデータ）
- ・有料化を実施している都市では，袋の販売価格はごみ処理手数料として規定されている。人口 30 万人以上の都市の可燃ごみ有料指定袋の価格は下表のとおり。

（単位：円 / 枚）

|      | 5 リットル | 10 リットル | 20 リットル | 30 リットル | 40 リットル | 45 リットル | 備考            |
|------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|
| 北九州市 | -      | -       | 8       | 12      | -       | 15      |               |
| 長野市  | -      | -       | -       | 30      | -       | -       | 一定枚数を超えた場合の料金 |
| 宮崎市  | -      | 10      | 20      | 30      | 40      | -       |               |
| 那覇市  | 10     | 20      | 40      | 60      | 80      | -       |               |
| 函館市  | -      | -       | 17      | 20      | -       | 30      | 人口 28 万人      |

平成 16 年 4 月 1 日現在（京都市調査結果）

## 京都市ごみ減量推進会議における推奨袋の取組

京都市ごみ減量推進会議が主体となり、家庭系資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）推奨袋及び事業系ごみ推奨袋が下表のとおり販売されている。

| 種別         | 家庭系資源ごみ（缶・びん・ペット）                                                                                             | 事業系ごみ（許可業者収集ごみ）                                                                                                                                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開始年月日      | 平成 11 年 11 月 1 日                                                                                              | 平成 14 年 4 月 1 日                                                                                                                                      |
| 販売業者       | 市内約 200 店舗で販売                                                                                                 | 京都環境事業協同組合                                                                                                                                           |
| 色、容量及び販売価格 | 色：透明<br>20 ㍓（10 枚入り） 98 円程度<br>30 ㍓（10 枚入り） 118 円程度<br>45 ㍓（10 枚入り） 128 円程度<br>販売価格は販売店が設定することとしており、販売店により異なる | 色：半透明（乳白色）<br>45 ㍓（500 枚入り）4,000 円（8 円/枚）<br>70 ㍓（400 枚入り）5,300 円（13.3 円/枚）<br>90 ㍓（300 枚入り）6,500 円（21.7 円/枚）<br>70 ㍓及び 90 ㍓は、平成 14 年 10 月 1 日から販売開始 |
| 仕組み        | 袋製造業者が「ごみ減量推進会議」に申請し認定を受け、販売業者へ卸す                                                                             | 排出事業者が許可業者もしくは京都環境事業協同組合に申し込み、代金引換で発送                                                                                                                |

しかしながら、使用率はともに 1%程度にとどまっている。

（平成 14 年度家庭ごみ細組成調査、平成 14 年度事業系推奨袋販売実績からの推計値）

2004年(平成16年)5月31日 月曜日

一向に減らない家庭ごみ対策として、環境省は、自治体によるごみ処理について全国的に有料化を目指す方針を固めた。すでに一部の自治体で実施しているが、ごみ処理の考え方を示す「基本方針」に、手数料徴収を原則とすることを盛り込み、市町村に導入を促す。現状では国の減量化目標の達成が難しいうえ、最終処分場が10年後に逼迫することが背景にある。しかし、住民の負担増につながる面もあり、反発も予想される。

## 減量へ市町村促す

環境省が方針  
負担増 反発も

家庭ごみの収集や処分は市町村事業だが、廃棄物処理法に基づいて減量目標やその方法は同省が基本方針を定めている。現行の基本方針では「市町村は必要に応じて手数料の徴収を行う」とされているのを、「原則的に徴収」などの記述に改める検討をしている。

8月から中央環境審議会で議論し、賛同が得られれば来年初めにも基本方針に盛り込む考え。強制力はないが、ごみ処理費用の増大に悩む自治体

が有料化に踏み切るきっかけになるとみている。有料化の方式は、現在導入しているケースでは指定ごみ袋を有償にする自治体が8割を占め、料金は30リットルで1枚20〜40円が多い。袋の原価に手数料を上乗せしている。「この程度の額では、ごみの抑制効果は小さい」との意見もあり、基本方針とは別の指針で、料金の目安を示すことも考えている。

同省が02年度に全市町村を対象にしたアンケートによると、回答した約1300市町村のうち、家庭ごみの処理を有料化しているのは4割を超える533。町村に多く、政令指定都市では北九州市が実施している。

# 有料原則 家庭ごみ

自治体からは「減量効果は一時的」「負担を嫌った不法投棄が増加する」などの意見も出ている。

有料化した人口10万人以上の23都市のごみ量は、導入前の1人1日当たり1110gから5年後は972gに減った。

家庭、事業所から出る一般廃棄物の排出量は、01年度約5500万tでここ数年は横ばい。10年度に4900万tに減らすとの目標は困難な状況だ。最終処分場も埋め立てが終了するまでの残余期間が12年半しかない。

このため排出を抑制し、リサイクル意識の向上にもつながると、有料化を全自治体に拡大する構想が持ち上がった。

しかし、新たな負担増に住民から反発が起きる可能性もある。また、自

## 市町村のごみ処理の有料化調査から見たこと

平成14年度環境省委託調査

### 1. 有料化の目的

ごみの減量化に有効な手段である

### 2. 有料化実施に伴う留意点

ごみ減量効果を一時的なものとしないうために

### 3. なぜ有料化の方法をとるのか

- (1) 廃掃法の枠組みでは、ごみの排出抑制まではできない
- (2) 有料化はごみの排出抑制にとって有力な選択肢である

### 4. 有料化のもつ意味

- (1) 経済的負担を課すという目的だけでは、有料化の効果は一過性となる
- (2) 持続的効果を保つには、市民の合意を得るまでの取組の過程が重要である